

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第232号）

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定により、令和6年12月6日付け諮問行第730号で行った審査請求に係る諮問に対し、石川県情報公開審査会は別紙のとおり答申する。

答申の概要

1 審査請求人が行った公開請求の内容（以下「本件対象文書」という。）

令和6年1月26日付け行第128号公文書公開決定通知書件名「オンラインによる審査請求の場合における審査請求書の提出日（審査請求がされた日）について」の開示決定及び開示の実施が行政文書の態様やその単位を前提に実施することを基本としておらず、実施機関において抽出・加工等を行なったものであることを示す公文書

2 公開請求に対する処分の内容

公文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）

3 担当課（所）

総務部総務課

4 審査請求の経緯

公開請求	令和	6年	9月	11日
本件処分	令和	6年	9月	20日
審査請求	令和	6年	10月	1日
諮問	令和	6年	12月	6日
答申	令和	7年	11月	21日

5 審査請求の趣旨

存否を明らかにし、本件対象文書の公開を求める。

6 審査会の判断要旨（詳細については、答申書本文を参照のこと。）

(1) 結論

本件処分は妥当である。

(2) 争点

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第7条第2号他に該当する情報を公開することになるとして、本件対象文書の存否を明らかにすることはできないと主張している。これに対して、審査請求人は、本件処分は取り消されるべきと主張している。

(3) 審査会の判断理由

当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、本件対象文書は、特定の個人が特定の事項について行った別の公開請求の対応について、実施機関が作成又は取得した公文書であると認められ、本件対象文書の存否を答えることは、特定の個人が特定の事項について公開請求を行ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、特定の個人に関する情報であって、当該個人を識別することができるものに該当すると認められることから、条例第7条第2号本文前段に該当し非公開情報であると認められる。

従って、本件対象文書は、存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2号に規定する非公開情報を公開することになると認められるため、実施機関が行った本件処分は妥当である。

7 審議経緯

審査回数4回

答申第232号

答 申 書

令和7年11月21日

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、審査請求人に対して、存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）を行ったことは妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、令和6年9月11日付けで、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、次の公文書（以下「本件対象文書」という。）について、実施機関に対し公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（本件対象文書の内容）

令和6年1月26日付け行第128号公文書公開決定通知書件名「オンラインによる審査請求の場合における審査請求書の提出日（審査請求がされた日）について」の開示決定及び開示の実施が行政文書の態様やその単位を前提に実施することを基本としておらず、実施機関において抽出・加工等を行なったものであることを示す公文書

2 実施機関の決定

実施機関は、令和6年9月20日付けで、条例第11条第2項の規定により本件処分を行い、次のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

（存否を明らかにしない理由）

本件公開請求は、特定の個人の主張を前提としたものであり、本件対象文書の存否を答えること自体が、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条各号（第2号（個人情報）または第3号（事業活動情報））により非公開とすべき情報を公開することになるので、存否を答えることができない。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年10月1日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、令和6年12月6日付けで、条例第19条第1項の規定により、当審査会に対して諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書において述べている内容は概ね次のとおりである。

1 審査請求書

(1) 趣旨

本件処分を取消すとの裁決を求める。

(2) 理由

本件処分は、下記の理由により不当である。

ア 令和6年1月26日付け行第128号公文書公開決定通知書「オンラインによる審査請求

の場合における審査請求書の提出日（審査請求がされた日）について」に係る公文書は、以下の事項が記載されていない。

(ア) 発信年月日

(イ) 宛先

(ウ) 担当課名

イ 公文書請求の内容は「石川県で審査庁に指定されている各部局に対して「申込一覧の申込日時」が行政機関等へ到達した日時（デジタル手続法6条3項）となる旨の周知をした公文書」としており、実施機関が審査庁に指定されている各部局へ発信し、審査庁の閲覧を前提とする正式なものであることから、前項アの不記載の状態であることは、請求の内容を満たしておらず、また、あまりに不自然である。

2 反論書

令和6年12月6日付け弁明書の「行第731号」には、処分には違法又は不当な点はないとの主張が記載されているが、以下の理由により、この主張は誤りである。

- (1) 以下の令和6年4月11日付け実施機関からの電子メールにより、令和6年1月26日付け行第128号公文書公開決定通知書「オンラインによる審査請求の場合における審査請求書の提出日（審査請求がされた日）について」に係る公文書（以下「オンラインによる審査請求の場合における審査請求書の提出日（審査請求がされた日）について」という。）は、令和5年12月11日に庁内システム掲示板に掲載されていたことが分かる。
- (2) 実施機関は、「オンラインによる審査請求の場合における審査請求書の提出日（審査請求がされた日）について」には記載されていない発信年月日、宛先及び担当課名のすべてが庁内システム掲示板に表示され、そしてその画面がいわゆる最終形態になることをあらかじめ認識していたものと考えられる。
- (3) 庁内システム掲示板の画面が存在していたにも拘わらず、「オンラインによる審査請求の場合における審査請求書の提出日（審査請求がされた日）について」に採用されていないため、結果として実施機関は、公文書の一部を公開の対象としたことになると考えられる。現行の法の解釈・運用では、公開決定及び公開の実施は、あくまで実施機関が現状で保有する公文書の態様やその単位を前提に実施することを基本としているため、実施機関において請求内容に即した部分のみを抽出・加工等を行うことはできない。

（実施機関が発信した電子メール）

2024/04/11 9:28

〔特定の個人の氏名〕様

石川県行政経営課です。

「オンラインによる審査請求の場合における審査請求書の提出日（審査請求がされた日）について」を庁内システム掲示板へ掲載した日は令和5年12月11日です。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、弁明書において述べている内容は概ね次のとおりである。

(1) 趣 旨

本件審査請求は棄却されることが適当であると考える。

(2) 理 由

実施機関が行った公文書の存否を明らかにしない決定処分に係る処分の内容及び理由は、以下の通りである。

ア 処分の内容

令和6年9月11日付けで審査請求人から公文書公開請求のあった件について、条例第2条に定める実施機関は、令和6年9月20日付けで公文書の存否を明らかにしない決定をし、審査請求人に通知した。

イ 処分の理由

本件処分について、本件対象文書は、「令和6年1月26日付け行第128号公文書公開決定通知書」の存在を前提とした請求内容であったため、条例第10条の規定により、本件対象文書の存否を答えるだけで、過去の公文書公開請求の有無が明らかとなり、条例第7条第2号及び第3号に該当する非公開情報を公開することになるため、実施機関は、本件処分を行ったものである。

(ア) 非公開情報の規定について

条例第7条で、実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならないとされている。

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（中略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（中略）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報と規定している。

公文書公開請求の行為およびその内容が明らかにされることにより、請求者の信条や思考等の権利利益が侵害されるおそれがあるため、公文書公開請求書は非公開情報である。

なお、同号ただし書は、人の生命、健康、生活または財産といった個人の権利利益保護を目的に、例外的に規定されており、公開することにより害されるおそれのある個人の権利利益との比較衡量によりその優越性を判断すべきもので、仮に、本件対象文書が存在したとしても、本件存否情報を公開することで、人の生命、健康、生活または財産を保護する結果になるとは認められず、また、公益上の観点から公開が必要であるとも認められない。

条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報と規定している。公文書公開請求が法人等または事業を営む個人によってなされたものであった場合は、同号の規定により、当該公開請求は非公開情報とされる。

なお、同号ただし書は、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除くと規定しているが、上記と同様、本件対象文書が存在したとしても、本件存否情報を公開することで、人の生命、健康、生活または財産を保護する結果になるとは認められず、また、公益上の観点から公開が必要であるとも認められない。

条例では、公開請求者のいかなを問わず、公開請求があった公文書の公開決定等に係る判断を行うものと解釈されることから、条例第7条2号本文に該当する個人に関する情報が記録されている公文書については、当該個人からの公開請求であっても公開しないものである。

(イ) 本件対象文書の存否について

条例第10条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。

本件対象文書について、仮に、不存在と答えると、公文書公開請求がなされなかったこととなり、逆に、本件対象文書が存在することを前提として、公開、非公開を答えると、公文書公開請求がなされたこととなる。よって、本件対象文書が存在するか否かを答えることは、条例第7条第2号及び第3号に規定する非公開情報を明らかにすることとなり、条例第10条に該当すると認められる。

以上により、本件処分について違法または不当な点はない。

ウ 審査請求人のその他の主張について

令和6年10月1日付け審査請求書において、審査請求人は、「令和6年1月26日付け行第128号公文書公開決定通知書について、審査請求人の請求の内容を満たしておらず、不自然である。」と主張しているが、本件審査請求は本件処分の適法性を審議するものであるから、本件処分とは関係がない。

第5 当審査会の判断

1 条例の基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものである。この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する県民の権利を十分に尊重しつつ、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件対象文書に係る争点について

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第7条第2号他に該当する情報を公開することになるとして、本件対象文書の存否を明らかにすることはできないと主張している。審査請求人は、本件処分は取り消されるべきと主張している。

3 本件対象文書の存否を明らかにしない決定の適否について

条例第7条は、「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」と規定しており、公文書の原則公開を規定したうえで、例外的に非公開とする情報として、同条第1号から第7号までを定めている。

第2号本文前段は、「個人に関する情報(略)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日

その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定する。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、実施機関の説明は次のとおりであった。

- ・担当課と特定の個人との間で、本件公開請求が行われる以前からやり取りがあり、審査請求人が反論書で示した電子メールはその一部である。
- ・本件公開請求は、特定の個人とのやり取りの結果を受けて行われたものであると認められる。

上記実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。実施機関と審査請求人との経緯や、審査請求人自らが特定の個人に関する請求であることを示す電子メールを反論書に付していることからすると、審査請求人は特定の個人を名指しした上で公開請求を行っているものと認められる。

従って、本件対象文書は、特定の個人が特定の事項について行った別の公開請求の対応について、実施機関が作成又は取得した公文書であると認められる。そして、本件対象文書の存否を答えることは、特定の個人が特定の事項について公開請求を行ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、特定の個人に関する情報であって、当該個人を識別することができるものに該当すると認められることから、条例第7条第2号本文前段に該当し非公開情報であると認められる。

上記のとおり、実施機関の主張に不合理な点は認められず、本件対象文書の存否を答えることは、それだけで条例第7条第2号の非公開情報を公開することとなるため、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで、請求を拒否したことは、妥当であると認められる。

なお、実施機関は存否を明らかにしない理由として条例第7条第3号に該当する旨も主張しているが、当審査会としては、本件審査請求については条例第7条第2号の規定により存否を明らかにしないことが適当であると判断するものである。

4 結 論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

(審査会の処理経過)

年月日	内 容
令和6年12月 6日	実施機関から諮問を受けた（諮問行第730号）。
7年 6月26日 (第356回審査会)	事案の審議を行った。
7年 8月27日 (第360回審査会)	事案の審議を行った。
7年10月 2日 (第362回審査会)	事案の審議を行った。
7年10月28日 (第364回審査会)	事案の審議を行った。